

## 消火薬剤及び機器におけるPFOS規制について

### 1. 概要

消火薬剤の原料等に使用されているPFOSについて、化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（化審法）の改正により、2010年4月より製造、使用等が規制（事実上の禁止）されました。

この事を踏まえて、2010年10月1日に化審法の技術基準が施行され、関連する通知が消防庁より出されました。表示・書類等、詳細に付きましては、別添【PFOSに関する必要な「表示・書類」一覧表】をご参照下さい。

### 2. PFOS（パーフォス）とは

PFOSの正式名は「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）」と言い、フッ素系化合物です。非常に分解されにくい特徴を持つことから環境への残留性及び人体への蓄積性が問題視され、国際的に規制されることとなりました。現時点では、PFOSによる具体的な人体（健康）への影響は明らかになっておりません。

PFOSは弊社製品の水成膜泡消火薬剤および中性強化液等の界面活性剤の原料として使用されておりました。

### 3. 製造中止措置

PFOSを含有する消火薬剤および機器（消火器、消火設備）については、既に製造中止とさせて頂いております。

### 4. すでに設置されている機器の取扱い

PFOSを含有する消火薬剤および機器については、速やかにPFOS非含有品に切替える事が望ましいですが、火災時の消火を目的に設置、使用する場合は継続してご使用して頂く事ができます。

### 5. 点検時における放射に関する注意

PFOS含有消火器の放射点検を実施する場合、放射した消火薬剤が環境流出しないように回収し保管して下さい。また消火薬剤をふき取ったウエス等も密閉できる容器に入れて保管して下さい。

放射後の消火器に関しては詰替え出来る同型式の薬剤を提供することが出来ませんので、新しい消火器へ交換して下さい。

泡消火設備に関しては、PFOS含有であることを条件に機能を維持する為の措置（※1）が講じられていれば、総合点検における放射を省略することができます。

PFOS非含有の泡消火設備の場合は従来通りの点検が必要です。

（※1）ア）設置されている泡消火薬剤が、基準年（設備の設置年、製造年）から起算して10年（合成界面活性剤泡消火薬剤は15年）以内であること。

- イ) 総合点検等で、実際に泡放射し性能試験合格を確認してから3年以内であること。
- ウ) 設置されている泡消火薬剤の一部をサンプリングし、経年変化検査合格を確認してから3年以内であること。

## 6. 交換用薬剤の対応について

設置済のPFOS含有消火器に対する交換用薬剤はすでに製造中止させて頂いており、新たに供給する事ができません。

消火薬剤を放出した消火器及び特機商品は、PFOS非含有品への切換えをお願い致します。

泡消火設備に関しては、非含有薬剤と交換することができます。また火災等で使用し泡薬剤が不足した場合は補充することも可能です。作業する際は消防庁から示されている化審法の技術基準・通知(※2)に従って、適切に行ってください。

- (※2)・消防予第416号(平成22年9月15日)：泡消火薬剤の混合使用について
- ・消防予第442号(平成22年9月30日)：点検に関する留意事項等について

## 7. 消火薬剤および消火器の廃棄・処理について

PFOS含有消火薬剤、水溶液及び拭き取ったウエス等(汚染物など)の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に定められている基準及び環境省発行のガイドライン(※3)に従って適切に処理を行ってください。

PFOS含有泡消火薬剤、水溶液及び拭き取ったウエス等の汚染物に関しては福島県いわき市にある産業廃棄物処理会社で処理することが可能となりました。処理する際は担当者へお問合せ下さい。

また他の処理施設でも処理テストの実施を予定しております。こちらも処理が可能となりましたらご連絡させて頂きます。

尚、PFOS含有消火器に関しては現在も広域認定制度より除外されており、廃消火器リサイクルシステムで処理することができません。

現在、広域認定制度で取り扱えるよう関係団体で処理テスト等行っており、その結果をもって環境省に認められましたら、以前同様、廃消火器リサイクルシステムで処理することが可能となります。

処理が可能となりましたらご案内させて頂きます。

- (※3) 環境省発行(平成22年9月)：PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項

## 8. 弊社販売品情報

弊社販売品につきましては、別添【PFOS含有製品一覧(ハツタ)】と別添【PFOS非含有製品一覧(ハツタ)】をご参照していただき、PFOS非含有品への切替えにご活用下さい。

以 上